

申出者が法人の場合

(第四号様式の二の三) 規則第三条の三関係

その一

選挙人名簿抄本閲覧申出書（調査研究）

閲覧希望日の5日前まで

に提出する

年 月 日

飯田市選挙管理委員会委員長

申出者 氏 名
住 所

法人の名称 代表者の氏名
主たる事務所の所在地
電話番号を記載する

印

電話番号

〔申出者が国等の機関である場合にあってはその名称を、申出者が法人である場合にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。〕

下記のとおり、政治又は選挙に関する調査研究をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がりますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治・選挙に関する（統計調査、世論調査、学術研究） ← 該当箇所に○をする
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること) ◆◆世論調査…〇〇〇〇の調査対象者を抽出するため □□調査の調査対象者を抽出するため など
3 閲覧者の氏名及び住所	(申出者が国又は地方公共団体の機関である場合にあっては、閲覧者の職名及び氏名を記載すること。) 法人の場合 … 閲覧者の氏名及び住所
4 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。) 名簿は鍵の掛かる保管庫で保管し、個人情報が外部に漏えいしないよう注意を払い、終了後は直ちに名簿を裁断処理する など
5 閲覧対象者の範囲	市内全域から無作為抽出〇〇人 ◎◎地区から△△人 第◆投票区・第■投票区から〇〇人 飯田市で□□人 満20歳以上69歳以下の男女●●人分 など
6 調査研究の責任者の住所及び氏名	(申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には調査研究の責任者の職名及び氏名を、申出者が法人の場合は調査研究の責任者の役職名及び氏名を記載すること。) 申出者が法人の場合…調査研究の責任者の役職名及び氏名を記載する
7 調査研究の成果の取扱い	(公表の時期、方法等について具体的に記載すること。) 成果がまとまり次第▲年△月頃に〇〇新聞又は◆◆冊子に掲載する 成果がまとまり次第▲年△月頃にHP掲載、又は冊子を関係官庁に郵送する など
8 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には併せて閲覧者が当該国又は地方公共団体の機関の職員である旨を、申出者が法人である場合には併せて閲覧者が当該法人の役職員・構成員である旨を、それぞれ記載すること。) 閲覧者は申出者である△△が指定した者である 申出者が法人の場合…閲覧者が当該法人の役職員・構成員である旨を記載する など
9 法人閲覧事項取扱者の範囲	(申出者が法人である場合に記載すること。) △△協会又は◆◆会社の△調査実施本部職員 管理部職員 担当調査員
10 個人閲覧事項取扱者の指定	(申出者が個人である場合に記載すること。) 別添申出書のとおり、法第28条の3第5項の規定による申出を <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
11 申出者が受託者である場合には、委託者の氏名及び住所	(委託者が国又は地方公共団体の場合はその名称を、委託者が法人の場合はその名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記載すること。) 委託者が国・地方公共団体の場合…その名称 委託者が法人の場合…名称・代表者氏名・主たる事務所の所在地を記載する
12 閲覧希望日	年 月 日 () ←届出日から5日以降
備 考	(添付書類について記載すること。) 調査研究の概要・実施体制を示す資料が必要です。 閲覧者は官公署が発行する写真が貼付された身分証明書又は当該身分証明書に代えることができる書類を提示してください。

- (備考) 1 この様式は、法第28条の3第1項の規定により、政治又は選挙に関する調査研究をするために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 2 上記の欄中10の別添申出書の様式は、「その二」の様式に準ずるものとする。